

議案第 7 1 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和 35 年三田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

| 占用物件 | | 単位 | 占用料(円) |
|------|------------------------------|----------------------|----------|
| 法第 3 | 電柱 | 1 本につき 1 年 | 4, 6 4 4 |
| 2 条第 | 電気事業者が電線を添架する電柱 | 1 本につき 1 年 | 3, 0 9 6 |
| 1 項第 | 又は電話柱 | | |
| 1 号に | 電話柱 | 1 本につき 1 年 | 2, 4 1 2 |
| 掲げる | 認定電気通信事業者が通信線を添 | 1 本につき 1 年 | 1, 6 0 8 |
| 工作物 | 架する電柱又は電話柱 | | |
| | その他の柱類 | 1 本につき 1 年 | 1 8 0 |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1 基につき 1 年 | 4, 1 6 4 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ 1 メートルにつき 1 年 | 2 4 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | 長さ 1 メートルにつき 1 年 | 2 4 |
| | 路上に設ける変圧器 | 1 基につき 1 年 | 1, 6 9 2 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 | 1, 5 4 8 |
| 広 | 直径又は長辺 1 メートル、高さ 4 メートル未満のもの | 1 基につき 1 月 | 3, 2 1 5 |
| 告 | | | |
| 塔 | 直径又は長辺 1 メートル、高さ 4 メートル以上のもの | 1 基につき 1 月 | 6, 4 3 0 |
| | 送電塔 | 占用面積 1 平方メ | 3, 4 4 4 |

| | | | | |
|---------------------------------------|--------------|----------------------------|--------------|------------------|
| | | | ートルにつき1年 | |
| | | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | 1基につき1年 | 1, 548 |
| 法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件 | 地下埋設物 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 120 |
| | | 外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 156 |
| | | 外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 240 |
| | | 外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 312 |
| | | 外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 468 |
| | | 外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 624 |
| | | 外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 1,092 |
| | | 外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 1,548 |
| | | 外径が1.00メートル以上のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 3,096 |
| | | 架空の管類 | | 外径が0.07メートル未満のもの |
| 外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | | | 156 |
| 外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | | | 240 |
| 外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | | | 312 |
| 外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | | | 468 |

| | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|----------------------------|------------------|----|
| | 外径が0.30メートル以上 0.40メートル未満のもの | 長さ1メートルに つき1年 | 624 | |
| | 外径が0.40メートル以上 0.70メートル未満のもの | 長さ1メートルに つき1年 | 1,092 | |
| | 外径が0.70メートル以上 1.00メートル未満のもの | 長さ1メートルに つき1年 | 1,548 | |
| | 外径が1.00メートル以上 のもの | 長さ1メートルに つき1年 | 3,096 | |
| | マンホールその他これに類するもの | 占有面積1平方メ ートルにつき1年 | 3,444 | |
| | 地下埋設管へ の共同収容物 | 外径が0.05メ ートル未満のケー ブル | 長さ1メートルに つき1年 | 84 |
| 法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設 | 軌道その他これに類するもの | 占有面積1平方メ ートルにつき1年 | 3,444 | |
| 法第3 2条第 1項第 4号に 掲げる 施設 | アーケード | 占有面積1平方メ ートルにつき1年 | 168 | |
| | 日よけ、雨よけその他これらに類するもの | 占有面積1平方メ ートルにつき1月 | 129 | |
| 法第3 2条第 1項第 5号に 掲げる | 地下室、地下街その他これらに類するもの | 占有面積1平方メ ートルにつき1年 | 2,904 | |
| | 上空に設ける通路その他これに類するもの | 占有面積1平方メ ートルにつき1年 | 2,904 | |
| | 道路(地上)に接する通路その他こ | 占有面積1平方メ | 4,284 | |

| | | | | | |
|---------------------------------------|---------------------|------------------------|------------------|---------|-------|
| 施設 | れに類するもの | | 一トルにつき1年 | | |
| | 地下に設ける通路その他これに類するもの | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,904 | |
| 法第3条第1項第6号に掲げる施設 | 露店、商品置場その他これらに類するもの | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 536 | |
| 法第3条第1項第7号に掲げる施設 | 広告看板類 | 官公署の宣伝併用のもの及び突出看板 | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 176 | |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 356 | |
| | | 電柱等既設占用物件に添架のもの | 1枚につき1月 | 242 | |
| | | 電柱等既設占用物件に巻付けのもの | 1枚につき1月 | 121 | |
| | 乗合自動車停留所標識 | | 1本につき1年 | 2,244 | |
| | 標柱及び標識類 | | 1本につき1月 | 287 | |
| | アーチ | 上空のみ占用のもの | | 1基につき1月 | 1,206 |
| | | 柱の直径又は長辺が0.20メートル未満のもの | | 1基につき1月 | 2,412 |
| | | 柱の直径又は長辺が0.20メートル以上のもの | | 1基につき1月 | 3,858 |
| | 太陽光発電設備及び風力発電設備 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 3,444 | |
| 工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの | 路面占用物件 | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 536 | | |
| | 上空占用物件 | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 242 | | |

| | | | |
|--|--------------|------------------|--------------------|
| | 広告併用街灯 | 1本につき1年 | 1,044 |
| | 車輪止め装置その他の器具 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 4,452 |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 536円以内でその都度市長が定める額 |

備考

- 1 電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者をいう。
- 2 認定電気通信事業者とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 車輪止め装置その他の器具とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第12号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具をいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の道路占用料徴収条例の規定により占用の許可を受けている者の平成30年3月31日までの期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。